

## 提案基準 2

### 判断基準第2第2項の敷地における建築物の取扱いについて

(趣旨)

第1 この基準は、判断基準第3の規定に基づき、判断基準第2第2項の敷地における建築物の取扱いについて必要な事項を定める。

(適用の範囲)

第2 この基準は、次のいずれかに掲げる道（道路に至るまでの最小幅員が4m以上のものに限る。）に2m以上接する敷地における建築物について適用する。

- ① 土地改良事業、農道整備事業等による農道
- ② 河川又は海岸の管理用の道
- ③ 港湾施設である道
- ④ 国又は地方公共団体の管理する道
- ⑤ 空港の管理道

(用途・規模・構造)

第3 許可に係る建築物は、その敷地が接する道を「道路」と読み替えて建築基準関係規定に適合すること。

(道の整備等)

第4 その敷地が接する道の管理者とその整備について協議が整っていること。

## 一括同意基準 2

第1 提案基準2に該当し、かつ、同基準第4について側溝等の整備が完了したものは、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして取り扱う。

第2 知事は、第1に基づき許可した場合、速やかに建築審査会に報告する。

(附 則)

この提案基準及び一括同意基準は、平成11年5月1日から施行する。

この提案基準及び一括同意基準は、平成12年7月3日から施行する。

この提案基準及び一括同意基準は、平成19年10月1日から施行する。

この提案基準及び一括同意基準は、平成24年4月2日から施行する。

この提案基準及び一括同意基準は、平成30年9月25日から施行する。